

## 6 地域型保育事業

主眼事項	着 眼 点	市条例
第1 最低基準の実施状況	【 】内 特に法律等名を記載していないものは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の条数	条例…鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
1 事業所の設備構造	(1) 必要な設備が設けられているか。【第5条第5項関係】 (2) 設備の規模及び構造を変更しようとするときは市長にあらかじめ届出をしているか。【児童福祉法施行規則第36条の36】 (3) 採光、換気等乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられているか。【第5条第6項関係】	第6条第5項  第6条第5項
2 保育所等との連携	<居宅訪問型保育事業以外> (1) 利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項を適切に確保しているか。【第6条第1項関係】 ア 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 イ 必要に応じて、代替保育を提供すること。 ウ 当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	第7条第1項
3 非常災害への備え	(1) 軽便消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備が設けられているか。【第7条第1項関係】 (2) 非常災害に対する具体的計画を立てているか。【第7条第1項関係】 (3) 非常災害に対する訓練を実施しているか。【第7条第1項関係】 (4) この訓練のうち避難及び消火に対する訓練を少なくとも月に1回以上実施しているか。【第7条第2項関係】	第8条第1項  第8条第1項  第8条第1項  第8条第2項
4 事業所の職員	(1) 職員は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があるものであるか。【第8条関係】 (2) 職員は必要な知識及び技能の修得、維持、向上に努めているか。【第9条第1項関係】 (3) 職員資質向上のための研修の機会を確保しているか。【第9条第2項関係】	第9条  第10条第1項  第10条第2項
5 他の社会福祉施設と併設する場合の設備、職員	(1) 乳幼児の居室及び各事業所特有の設備について、兼用させていないか。【第10条関係】 (2) 乳幼児の保育に直接従事する職員について、兼用又は兼務をさせていないか。【第10条関係】	第11条
6 乳幼児を	乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担	第12条

平等に取扱う原則	するか否かによって、差別的な取扱いをしていないか。【第11条関係】	
7 虐待等の禁止	職員は、乳幼児に対し、虐待行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。【第12条関係】	第13条
8 衛生管理	(1) 乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。【第14条第1項関係】 (2) 感染症が発生、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。【第14条第2項関係】 (3) 感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めているか。【第14条第2項関係】 (4) 必要な医薬品その他医療品を備えているか。【第14条第3項関係】 (5) 居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。【第14条第5項関係】	第15条第1項 第15条第2項 第15条第2項 第15条第3項 第15条第5項
9 給食	(1) 当該事業所内で調理されているか。【第15条第1項関係】 (2) 献立は、できる限り変化に富んでいるか。【第15条第2項関係】 (3) 乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。【第15条第2項関係】 (4) 食品の種類及び調理方法について栄養並びに乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮しているか。【第15条第3項関係】 (5) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。【第15条第4項関係】 (6) 食を営む力の育成に努めているか。【第15条第5項関係】	第16条第1項 第16条第2項 第16条第2項 第16条第3項 第16条第4項 第16条第5項
10 調理の外部搬入、外部委託	(外部搬入) (1) 乳幼児に対する食事の提供を、事業所外で調理し搬入する方法により行っている場合、下記の要件を満たしているか。【第16条関係】 ア 調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。【第16条第1項関係】 イ 乳幼児に対する食事の責任が当該事業所にあるか。【第16条第1項第1号関係】 ウ 当該事業所の食事の提供の管理者が、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されているか。【第16条第1項第1号関係】 エ 調理業務の受託者との契約内容について、当該事業所の食事の提供の管理者が、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような内容が確保されているか。【第16条第1項第1号関係】 オ 栄養士による必要な配慮が行われているか。【第16条第1項第2号関係】 カ 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるか。【第16条第1項第2号関係】 キ 調理業務の受託者は、当該事業所における給食の趣旨を十分に認識しているか。【第16条第1項第3号関係】 ク 調理業務の受託者は、衛生面・栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有しているか。【第16条第1項第3号関係】	第17条第1項

	<p>ケ 乳幼児の年齢、発達の段階、健康状態に応じた食事の提供ができていますか。【第16条第1項第4号関係】</p> <p>コ アレルギー、アトピー等への配慮ができていますか。【第16条第1項第4号関係】</p> <p>サ 必要な栄養素量の給与ができていますか。【第16条第1項第4号関係】</p> <p>シ 乳幼児の食事の内容、回数、時機に適切に応じていますか。【第16条第1項第4号関係】</p> <p>ス 食育に関する計画に基づき食事を提供していますか。【第16条第1項第5号関係】</p> <p>(外部委託)</p> <p>(2) 調理業務を第三者へ委託している場合、「保育所における調理業務の委託について(平成10年児発第86号通知)」の要件を満たしているか。</p>	
11 健康診断	<p>(1) 乳幼児に対し、利用開始時の健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定に準じて行っているか。【第17条第1項関係】</p> <p>(2) 健康診断をした医師は、その結果必要な事項を乳幼児の健康を記録する表に記入しているか。【第17条第3項関係】</p> <p>(3) 職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理する者について、綿密な注意が払われているか。【第17条第4項関係】</p>	<p>第18条第1項</p> <p>第18条第3項</p> <p>第18条第4項</p>
12 安全確保	<p>(1) 安全計画を策定しているか【第7条の2第1項関係】</p> <p>(2) 安全計画の職員への周知、研修及び訓練を定期的に行っているか。【第7条の2第2項関係】</p> <p>(3) 安全計画に関する取組内容を保護者へ周知しているか。【第7条の2第3項関係】</p> <p>(4) 安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更を行っているか。【第7条の2第4項関係】</p> <p>(5) 登園、園外活動等で児童の移動のために自動車を運行する際に点呼その他の児童の所在を確実に把握できる方法により、児童の所在を確認しているか。【第7条の3第1項関係】</p> <p>(6) 児童の送迎を目的とした自動車にブザーその他の車内の児童の見落しを防止する装置を備え、児童の降車の際にこれを用いて児童の所在確認を行っているか。【第7条の3第2項関係】</p>	<p>第8条の2第1項</p> <p>第8条の2第2項</p> <p>第8条の2第3項</p> <p>第8条の2第4項</p> <p>第8条の3第1項</p> <p>第8条の3第2項</p>
13 内部規程	<p>以下の事業の運営に係る重要事項について規程が設けられているか。【第18条関係】</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 提供する保育の内容</p> <p>ウ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>エ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>カ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>キ 事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策</p> <p>コ 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	第19条

	サ その他事業の運営に関する重要事項	
14 備える必要のある帳簿	職員、財産、収支、苦情の内容、負傷、個人情報漏えい、事故及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿が整備されているか。【第19条関係】	第20条
15 秘密保持	(1) 職員は、正当な理由なしに、その業務上知り得た乳幼児、家族の秘密を漏らしていないか。【第20条第1項関係】 (2) 職員であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た乳幼児、家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。【第20条第2項関係】	第21条第1項 第21条第2項
16 苦情への対応	(1) 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。【第21条第1項関係】 (2) 保育の実施について県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行っているか。【第21条第2項関係】	第22条第1項 第22条第2項
17 設備の基準	<家庭的保育事業> (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋があるか。【第22条第1号関係】 (2) 上記の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であるか。【第22条第2号関係】 (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備があるか。【第22条第3号関係】 (4) 衛生的な調理設備及び便所があるか。【第22条第4号関係】 (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があるか。【第22条第5号関係】 (6) 上記の庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であるか。【第22条第6号関係】 (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施しているか。【第22条第7号関係】  <小規模保育事業A型><小規模保育事業B型><事業所内保育事業（小規模型事業所内保育事業に限る。）> (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所があるか。【第28条第1号、第32条関係】 (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又上記の幼児1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第28条第2号、第32条関係】 (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具が備えてあるか。【第28条第3号、第32条関係】 (4) 満2歳以上の幼児を利用させる事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理設備及び便所があるか。【第28条第4号、第32条関係】	第23条        第29条、第33条 第49条

- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上あるか。【第28条第5号、第32条関係】
- (6) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第28条第5号、第32条関係】
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具が備えてあるか。【第28条第6号、第32条関係】
- (8) 保育室又は遊戯室を2階に設ける建物の場合は、下記のとおりであるか。【第28条第7号関係】
  - ア 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であるか。【第28条第7号イ、第32条関係】
  - イ 常用の屋内階段のほか、避難用に、建築基準法施行令に規定する屋内階段、待避用バルコニー、建築基準法に規定する準耐火構造の屋外傾斜路、屋外階段のいずれかが設けられてあるか。【第28条第7号ロ、第32条関係】
  - ウ 乳幼児が出入・通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられてあるか。【第28条第7号ヘ、第32条関係】
- (9) 保育室又は遊戯室を3階以上に設ける建物の場合、最低基準を満たしているか。【第28条第7号、第32条関係】

<小規模保育事業C型>

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理設備室及び便所があるか。【第33条第1号関係】
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又上記の幼児1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第33条第2号関係】
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具が備えてあるか。【第33条第3号関係】
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所があるか。【第33条第4号関係】
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第33条第5号関係】
- (6) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第33条第5号関係】
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具が備えてあるか。【第33条第6号関係】
- (8) 保育室又は遊戯室を2階に設ける建物の場合は、下記のとおりであるか。【第28条第7号関係】
  - ア 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であるか。【第33条第7号関係】
  - イ 常用の屋内階段のほか、避難用に、建築基準法施行令に規定する屋内階段、待避用バルコニー、建築基準法に規定する準耐火構造の屋外傾斜路、屋外階段のいずれかが設けられてあるか。【第33条第7号関係】
  - ウ 乳幼児が出入・通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられてあるか。【第33条第7号関係】
- (9) 保育室又は遊戯室を3階以上に設ける建物の場合、最低基準を満たしているか。【第33条第7号関係】

第34条

	<p>&lt;居宅訪問型保育事業&gt; 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えているか。【第38条関係】</p> <p>&lt;事業所内保育事業（保育所型事業所内保育事業に限る。）&gt;  (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所があるか。【第43条第1号関係】  (2) 乳児室の面積は、乳児又はほふくできない満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上あるか。【第43条第2号関係】  (3) ほふく室の面積は、乳児又はほふくする（立ち歩きはじめ含む）満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第43条第3号関係】  (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具が備えてあるか。【第43条第4号関係】  (5) 満2歳以上の幼児を利用させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室及び便所があるか。【第43条第5号関係】  (6) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上あるか。【第43条第6号関係】  (7) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第43条第6号関係】  (8) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具が備えてあるか。【第43条第7号関係】  (9) 保育室又は遊戯室を2階に設ける建物の場合は、下記のとおりであるか。【第43条第8号関係】  ア 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であるか。【第43条第8号イ関係】  イ 常用の屋内階段のほか、避難用に、建築基準法施行令に規定する屋内階段、待避用バルコニー、建築基準法に規定する準耐火構造の屋外傾斜路、屋外階段のいずれかが設けられてあるか。【第43条第8号ロ関係】  ウ 乳幼児が出入・通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられてあるか。【第32条第8号へ関係】  (10) 保育室又は遊戯室を3階以上に設ける建物の場合、最低基準を満たしているか。【第43条第8号関係】</p>	<p>第39条</p> <p>第44条</p>
<p>18 職員</p>	<p>&lt;家庭的保育事業&gt;  (1) 家庭的保育者、嘱託医、調理員が置かれているか。（ただし、調理業務を委託する場合は調理員を置かないことができる。）【第23条第1項関係】  (2) 家庭的保育者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であるか。【第23条第2項関係】  (3) 家庭的保育者一人が保育する乳幼児の数は、3人以下となっているか。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他</p>	<p>第24条第1項</p> <p>第24条第2項</p> <p>第24条第3項</p>

	<p>の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの)とともに保育する場合には、5人以下となっているか。【第23条第3項関係】</p> <p>&lt;小規模保育事業A型&gt;</p> <p>(1) 保育士(保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。)、嘱託医、調理員が置かれているか。(ただし、調理業務を委託する場合は調理員を置かないことができる。)<b>【第29条第1項、第3項関係】</b></p> <p>(2) 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上の合計数+1人以上となっているか。<b>【第29条第2項関係】</b></p> <p>&lt;小規模保育事業B型&gt;</p> <p>(1) 保育士(保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。)、嘱託医、調理員が置かれているか。(ただし、調理業務を委託する場合は調理員を置かないことができる。)<b>【第31条第1項、第3項関係】</b></p> <p>(2) 保育従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上の合計数+1人以上となっているか。そのうち半数以上は保育士となっているか。<b>【第31条第2項関係】</b></p> <p>&lt;小規模保育事業C型&gt;</p> <p>(1) 家庭的保育者、嘱託医、調理員が置かれているか。(ただし、調理業務を委託する場合は調理員を置かないことができる。)<b>【第34条第1項関係】</b></p> <p>(2) 家庭的保育者は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であるか。<b>【第23条第2項関係】</b></p> <p>(3) 家庭的保育者一人が保育する乳幼児の数は、3人以下となっているか。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの)とともに保育する場合には、5人以下となっているか。<b>【第34条第3項関係】</b></p> <p>&lt;居宅訪問型保育事業&gt;</p> <p>家庭的保育者一人が保育する乳幼児の数は、1人となっているか。<b>【第39条関係】</b></p> <p>&lt;事業所内保育事業&gt;</p> <p>(1) 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。)、嘱託医、調理員が置かれているか。(ただし、調理業務を委託する場合は調理員を置かないことができる。)<b>【第44条第1項、第3項関係】</b></p>	<p>第30条第1項、第3項</p> <p>第30条第2項</p> <p>第32条第1項、第3項</p> <p>第32条第2項</p> <p>第34条第1項</p> <p>第24条第2項</p> <p>第35条第2項</p> <p>第40条</p> <p>第45条第1項、第3項</p>
--	---	---

	<p>(2) 保育所型事業所内保育事業所の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上の合計数以上となっているか。ただし、2人を下回ることはできない。【第44条第2項関係】</p> <p>(3) 小規模型事業所内保育事業所には、保育士（保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。）、嘱託医、調理員が置かれているか。（ただし、調理業務を委託する場合は調理員を置かないことができる。）【第47条第1項、第3項関係】</p> <p>(4) 小規模型事業所内保育事業所保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上の合計数以上となっているか。そのうち半数以上は保育士となっているか。【第47条第2項関係】</p>	<p>第45条第2項</p> <p>第48条第1項、第3項</p> <p>第48条第2項</p>
19 利用定員	<p>&lt;小規模保育事業C型&gt; 利用定員は、6人以上10人以下となっているか。【第35条関係】</p> <p>&lt;事業所内保育事業&gt; 利用定員は、最低基準を満たしているか。【第42条関係】</p>	<p>第36条</p> <p>第43条</p>
20 連携施設	<p>&lt;居宅訪問型保育事業&gt; 乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しているか。【第40条関係】</p>	<p>第41条</p>
21 保育時間	<p>保育時間は1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間やその他家族の状況等を考慮し設定されているか。【第24条、第30条、第36条、第41条、第46条関係】</p>	<p>第25条、第31条、第37条、第42条、第47条</p>
22 保育の内容	<p>保育は、家庭的保育事業の特性に留意して、その内容については、保育所保育指針に基づき行われているか。【第25条、第30条、第36条、第41条、第46条関係】</p>	<p>第26条、第31条、第37条、第42条、第47条</p>
23 保護者等との連携	<p>事業者は、常に乳幼児の保護者と密接に連携をとり、保育内容等につき、保護者の理解と協力を得るよう努めているか。【第26条、第30条、第36条、第41条、第46条関係】</p>	<p>第27条、第31条、第37条、第42条、第47条</p>
24 自己評価	<p>(1) 自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。【第5条第3項関係】</p> <p>(2) 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。【第5条第4項関係】</p>	<p>第6条第3項</p> <p>第6条第4項</p>
25 事故報告	<p>重大な事故が発生した場合、市町村等へ報告を行っているか。</p>	



<p><b>第2 保育指針に沿った保育の実施</b></p>	<p>【 】内は、保育所保育指針（平成29年厚生省労働省告示第117号）の条数</p>
<p>1 保育の計画</p>	<p>(1) 全体的な計画は適切に作成されているか。【第1章3(1)関係】  (2) 指導計画は適切に作成されているか。【第1章3(2)関係】  (3) 保育の過程が記録されているか。【第1章3(2)関係】  (4) 保育所児童要録について、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。【第2章4(2)ウ関係】  (5) 保育の記録や自己評価に基づいて、保育の質の向上に努めているか。【第1章3(4)ア関係】  (6) 保育所は保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自己評価を行っているか。【第1章3(4)イ関係】  (7) 子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めているか。【第3章1(2)ア関係】  (8) 食事の提供を含む、食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけ、その評価・改善に努めているか。【第3章2(1)ウ関係】</p>
<p>2 健康・安全管理</p>	<p>(1) 入所している児童の健康状態について、登所時の観察及び保護者からの聞き取りが適切に行われているか。【第3章1(1)イ関係】  (2) 健康診断の診断結果を保育に活用しているか。【第3章1(2)イ関係】  (3) 入所している児童の健康状態について、保育中の観察により適切に行われ、必要に応じて適切な対応が図られているか。(SIDS、アレルギー疾患等含む)【第3章1(3)関係】  (4) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。【第3章3(2)関係】  (5) 交通事故防止に配慮し、家庭及び諸機関と連携し、交通安全指導が実施されているか。【第3章3(2)関係】  (6) 事故防止及び事故発生時の対応について配慮が行われているか。【第3章3(2)関係】  (7) 防犯に対して配慮が行われているか。【第3章3(2)関係】  (8) 防震対策は適切に行われているか。【第3章3(2)関係】  (9) 児童虐待が疑われる場合の対応は、適切か。【第3章1(1)、第4章2(3)関係】</p>
<p>3 個人情報保護</p>	<p>入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱っているか。【第1章1(5)ウ関係】</p>
<p>4 小学校との連携</p>	<p>小学校との積極的な連携を図るよう配慮されているか。【第2章4(2)関係】</p>
<p>5 地域における子育て支援</p>	<p>(1) 地域における子育て支援について、保育所の知識、経験、技術を生かす取組が行われているか。【第1章1(1)ウ関係】  (2) 小学校との積極的な連携を図るよう配慮されているか。【第2章4(2)イ関係】  (3) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。【第</p>

<p>6 施設長</p> <p>7 人権保育</p> <p>8 給食</p>	<p>4章3(1)関係】  (4) 地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図っているか。【第4章3(2)関係】</p> <p>施設長は、法令等を遵守し、地域型保育事業を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性の向上に努めているか。【第5章2関係】</p> <p>(1) 「人権を大切に育てる」保育が実施されているか。【第1章1(5)ア関係】  (2) 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮しているか。【第2章4(1)関係】  (3) 子どもの性差や個人差に留意し、性別などによる固定的な意識を植え付けないように配慮しているか。【第2章4(1)関係】</p> <p>入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。【第3章2(2)関係】</p>
<p><b>第3 地域型 保育事業 運営の適 正実施の 確保</b></p>	
<p>1 運営管理 体制</p>	<p>(1) 事業所長に適任者が配置されているか。  (2) 補助金等を受けて事業を実施するため最低基準を超えて上乘せ配置する保育士等が必要な場合、必要な保育士等が確保されているか。  (3) 開所・閉所時間、保育時間、開所日数が適切に設けられているか。  (4) 利用定員を遵守しているか。  (5) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。  (6) 利用児童の年齢制限を行っていないか。  (7) 公立の事業所で民間事業者に管理運営を委託している場合、市町村からの管理運営委託は適切に行われているか。  (8) 保育の実施機関（市町村）との十分な連携が図られているか。</p>
<p>2 職員確保・職員処遇</p>	<p>(1) 労働基準法等関係法規は遵守されているか。  (2) 労働基準法第24条・36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。  (3) 通勤手当、住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。  (4) 職員が出産、傷病により長期休暇を要する場合、育児休業、産休等代替職員が任用されているか。  (5) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。  (6) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。  (7) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p>
<p>3 給食</p>	<p>(1) 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについて配慮がされているか。  (2) 原料食品の購入に当たっては、検収を確実にし、事故防止に努めているか。また、適切に保管がされているか。  (3) 保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50gずつ清潔な容器に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存しているか。</p>

<p>4 安全管理</p>	<p>(原材料は購入した状態で保存しているか。)</p> <p>(4) 給食日誌の記録が適正に行われているか。</p> <p>(5) 児童育成協会から購入した脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(6) 土曜日に給食を提供しているか。</p> <p>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>(1) 消防用設備及び避難用設備が整備されているか。これらが常時機能するよう管理されているか。また、専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>(2) 火災防止対策として責任分野を明確にした予防管理組織がつけられているか。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域内の施設は、土砂災害に対する具体的計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。</p> <p>(4) 浸水想定区域内の施設は、浸水災害に対する具体的な計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。</p> <p>(5) 津波災害警戒区域内の施設は、津波災害に対する具体的な計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。</p> <p>(6) 原子力災害対策重点区域に立地している施設は、原子力災害に対する具体的な避難計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。</p> <p>(7) 園外活動におけるお散歩ルートの危険箇所の確認、マニュアルの整備状況の確認を定期的に行っているか。</p>
---------------	--